令和6年3月11日

令和6年2月定例議会追加議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 34 号	鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 35 号	鈴鹿市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

議案第34号

鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について 鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例を次のように制定する。

令和6年3月11日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例 (別紙)

提案理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、鈴鹿市 企業版ふるさと納税基金条例を制定するについて、地方自治法第96条第1項の規 定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、鈴鹿市企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金 に編入するものとする。

(繰替運用)

- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一 部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

鈴鹿市税条例の一部改正について 鈴鹿市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月11日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例 (別紙)

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を設けるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

鈴鹿市税条例(昭和25年鈴鹿市条例第77号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改止する。	
改正後	改正前
附則	附則
第5条の2 略	第5条の2 略
(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除	
額等の特例)	
第5条の3 所得割の納税義務者の選択によ	
り、法附則第4条の4第4項に規定する特例	
損失金額(以下この項において「特例損失金	
額」という。) がある場合には、特例損失金	
額(同条第4項に規定する災害関連支出があ	
<u>る場合には、第3項に規定する申告書の提出</u>	
<u>の日の前日までに支出したものに限る。以下</u>	
この項及び次項において「損失対象金額」と	
いう。) について、令和5年において生じた	
法第314条の2第1項第1号に規定する損失	
<u>の金額として、この条例の規定を適用するこ</u>	
とができる。この場合において、第34条の2	
の規定により控除された金額に係る当該損失	
対象金額は、その者の令和7年度以後の年度	
分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属	

する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例 の規定の適用については、当該損失対象金額 が生じた年において生じなかつたものとみな す。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規 定により控除された金額に係る損失対象金額 のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計 を一にする令第48条の6第1項に規定する親 族の有する法附則第4条の4第4項に規定す る資産について受けた損失の金額(以下この 項において「親族資産損失額」という。)が あるときは、当該親族資産損失額は、当該親 族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産 損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年 度分の市民税に係るこの条例の規定の適用に ついては、当該親族資産損失額が生じた年に おいて生じなかつたものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の 2第1項又は第4項の規定による申告書(そ の提出期限後において市民税の納税通知書が 送達される時までに提出されたもの及びその 時までに提出された第36条の3第1項の確定 申告書を含む。) に第1項の規定の適用を受 けようとする旨の記載がある場合(これらの 申告書にその記載がないことについてやむを 得ない理由があると市長が認める場合を含 む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合 の医療費控除の特例)

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合 の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年 | 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年

度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の</u>5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の</u>4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。